

個人市民税・県民税の特別徴収についてのQ & A ～ 事業主の方向け ～

Q1 今まで特別徴収をしなくても特に問題がなかったのに、何か変わったのですか。

A1 地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)は、従業員の個人市民税・県民税を特別徴収しなければならないこととされています。また、会津地区地方税滞納整理推進会議の構成市町村では、給与所得者の方々の納税の利便性を向上させるとともに、税の賦課徴収の公平性を確保するため、給与特別徴収を推進しています。

Q2 どのような場合に特別徴収しなければなりませんか。

A2 従業員が前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払を受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

Q3 担当する事務職員の負担が増えるため、対応することが難しいのですが…。

A3 所得税の源泉徴収義務がある事業主は、法令の規定により従業員の個人市民税・県民税を特別徴収することが義務づけられており、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

なお、個人市民税・県民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

Q4 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか。

A4 原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方は、特別徴収をしていただくことになります。

Q5 従業員数の少ない事業所でも、特別徴収しなければなりませんか。

A5 しなければなりません。

なお、従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にできる制度がありますので、窓口までご相談ください。

Q6 新たに特別徴収をはじめするには、どのような手続をすればよいですか。

A6 特に申請書等を提出していただく必要はありません。例年どおり1月末までに「給与支払報告書」をご提出いただければ、特に手続を行わなくても特別徴収に切り替わります。

詳しくは、市町村の住民税担当課にご確認ください。

Q7 従業員から普通徴収で納めたいと言われたのですが…。

A7 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収しなければなりません。

従って、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。